

本市発注工事における電子マニフェスト義務化制度説明会 質疑応答概要

- Q 1 大阪市発注工事において電子マニフェストを義務化することであるが、周辺自治体においても同様の取組みがなされるのか。
- A 1 すでに静岡県などにおいて、発注工事への電子マニフェストの使用を義務化しているとの情報があるが、周辺自治体においては電子マニフェストの義務化の取組みを行うような情報は聞いておらず、本市の取組みは、相当進んだ取組みという状況である。
- Q 2 マニフェストは電子化することであるが、契約書については電子化するのか。
- A 2 今まで通り、書面で契約を締結していただく形で構わない。
- Q 3 受渡確認票の活用や、数量確定者設定など、いろいろと利用者で決めなければならない点が紹介されたが、発注者の大阪市として、元請業者にどのような指示を想定しているか。例えば、工事の検査資料に計量伝票を添付することとなっている場合があるが、マニフェストを電子化した場合、どのようになるのか、今後も紙ベースで添付が必要となるのか。電子化するのか。
- A 3 工事の受注者に対して契約後に提出を求める書類や、工事の月次報告の際の提出資料、竣工検査などで提出を求める資料については、現在発注部局において、検討がなされているとのことである。現行制度では計量伝票やマニフェストなど、コピーの添付を求めている局もあると聞いており、今後電子マニフェスト義務化の後も、受渡確認票の添付を想定しているとのことである。発注部局が今後お示しする内容に注目いただきつつ、契約後の施工計画書提出の段階などにおいて、監督職員等と協議・確認いただきたい。また、数量確定については、排出事業者は排出時に必ず数量を記載する必要があるものの、実際に処分業者において計量器に乗って実数量を把握する関係から、処分業者側を確定数量として設定することが多いと JW センターからも聞いている。処分業者とよく相談し、決定していただきたい。
- Q 4 大阪市の局は全て合わせると 50 ほどの部局になると思うが、すべての発注工事が電子マニフェストの対象となるのか。
- A 4 すべての部局の発注工事が対象となる。
- Q 5 電子マニフェストを導入した場合、当社（A）が操作の不慣れな排出事業者（B、C）の事務代行をしたい（パソコン操作をする）。問題ないか。
- A 5 法律上、排出事業者は元請である B、C が廃棄物の処理責任を負う。従って、電子マニフェストの入力は原則 B、C が行うべきものと考え。一方、操作がどうしてもできない、B、C に代わって A が実作業上の入力を行う場合、A は B、C との間で必ず覚書きなど書面において、入力事務代行のみを行い、排出事業者責任は B および C にあることを明記しておくとともに、入力内容を排出事業者 B および C が把握しておかなければならない。
- Q 6 来年度から電子マニフェストの義務化が始まるが、契約日が来年 4 月以降の工事と考えてよいか。
- A 6 来年 4 月 1 日以降に本市が発注した工事が対象となる。
- Q 7 大阪市が発注する工事において電子マニフェストを義務化するとともに、大阪市が排出する産業廃棄物処理には電子マニフェストを使用することであるが、応札時点や工事契約時点で電子マニフェストに加入しておく必要があるのか。

A7 本市発注工事の場合、電子マニフェスト未加入の状態でも応札は可能である。落札され、契約した後、施工計画書の提出の段階で発注部局より電子マニフェストを使用できることを証する書類等の提出が求められる。一方、産業廃棄物の処理委託案件への入札の際には、電子マニフェストを使用できることを要件として発注するため、入札参加の際に電子マニフェストに加入している必要がある。

Q8 今まで紙マニでは一括して印字をして、現場に数枚のマニフェスト持って行って、その都度記入するという手法をとってきたが、今後は一つ一つデータを入力することになる。現場の職人が効率よく対応できる方法はないのか。

A8 本日説明のあった、予約登録機能を用いて、複数の受渡確認票を作成しておいて現場でメモをし、確定数量等を取りまとめて入力するという方法が考えられるが、ぜひ操作研修会に出席いただき、実際の運用事例の相談をしていただけるとありがたい。

なお、本市操作研修会の定員が限られており、定員に達した後は、JW センターHP に掲載されている操作ビデオも参考にされたい。

詳細は、JWNET の下記ホームページを参照

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/movie/index.html>

Q9 計量伝票の値をマニフェスト伝票の備考欄に記載して、マニフェスト上にも正確な数量を記載していたが、今後は、処分業者における計量器に乗った時でなければ、正確な数量がわからないので、電子マニフェストを登録するときには、数量が記載できないことになるのか。

A9 排出事業者が数量を記載せずに登録終了することはできないので、排出するときにはおおよその数量でも記載が必要となる。処分業者において計量器により計測し、実際の重量と当初の値に少々のがずれが生じることはやむを得ない話であり、このずれにより不適正な数量を記載したということにはならない。

(ご意見) 工事部局に対し、計量伝票の取扱いについて、検討するよう伝えてほしい。また工事部局の担当者によって見解が異なる場合があり、苦慮している。その他の事項についてもできるだけ統一した見解を示してもらえよう、お願いしたい。

Q10 大阪市の物件を管理する者として、民間発注する案件がある。この大阪市関連の工事も電子マニフェスト義務化の対象となるのか。

A10 今回義務化する案件は、大阪市が発注する工事について電子マニフェストを義務化するものであり、それ以外の発注分は対象外である。ただし、本市に関連する工事という側面から行けば、電子マニフェストを活用していただくことが望ましく、可能な限り対応いただきたいと考える。

Q11 電子マニフェストの操作は難しそうに思える。アプリなどで簡単にはできないのか。

A11 アプリはない。JW センターHP 上で、無料で操作体験ができるデモシステムも公表されているので、是非活用され、実際に操作してみることで、慣れていただきたい。

詳細は、JWNET の下記ホームページを参照

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/demo/index.html>

Q12 受渡確認書の代わりに、紙マニフェストを使用してよいか。

A12 受渡確認票は廃棄物処理法上規定があるものではなく、紙マニフェストを単なる様式として、受渡確認票として活用することが違法ではないが、JW センターHP の3連式や電子マニフェストシステムから出力されるものを用いられていることが多いため、検討

されたい。また、紙マニフェストを様式として用いる場合においては、電子マニフェストの受渡確認票として使用している旨がわかるような表記をして運用し、紙マニフェストの運用と混同しないようにすべきである。

Q13 電マニに入って、処理業者といろいろなやり取りをすることになるため、実質的な契約行為になっていると思うが、それでも産廃契約が必要となるのか。

A13 マニフェストと産廃処理委託契約とは全く別のもので、網羅すべき事項も別途法律で定められている。マニフェストは電子になるが、契約は書面（もしくは他法において規定される電子ベースの契約）で行わなければならない。

※ 電子マニフェストシステム操作研修会での質疑応答は[こちら](#)。